

ゼニガタアザラシ保護管理事業 次期管理計画（第3期）概要



ゼニガタアザラシについて

■分類

鰭脚目 アザラシ科

環境省レッドリスト 準絶滅危惧種

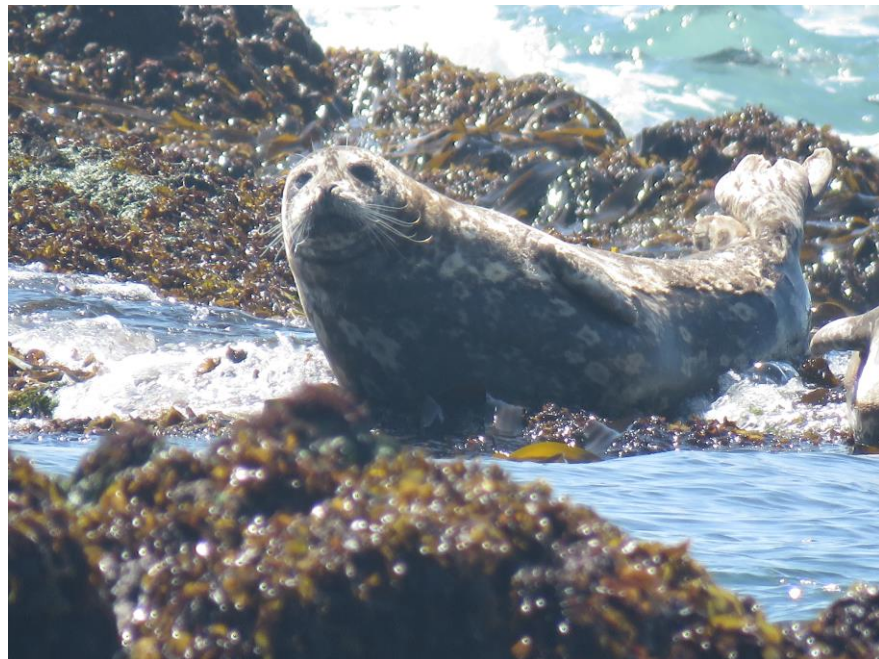
■成獣の大きさ（全長、体重）

オス：174-186cm, 87-170kg

メス：160-169cm, 60-142kg

■生態

一年を通して沿岸域に生息。4月下旬～6月に岩礁上で1仔を出産
食性はミズダコ、スルメイカ、コマイ、カジカ科、カレイ科など



背景（ゼニガタアザラシについて）

■ 分布

- 太平洋北部と大西洋北部の沿岸域に広く分布
- 日本では北海道の東部沿岸から襟裳岬周辺海域の限られた海域に分布
- 我が国で安定的に繁殖する唯一の鰭脚類
- 襟裳岬は分布の南限であり日本最大の上陸場

背景（漁業被害の状況）

- ・ 個体数増加により定置網のサケを中心にゼニガタアザラシによる漁業被害が深刻な状況となり、えりも地域の**2014年度サケ定置網の漁獲物被害のみで約6,300万円と報告**
- ・ **近年はサケ類に限らず著しい漁獲減少に伴い被害尾数及び被害割合も減少が続いている**

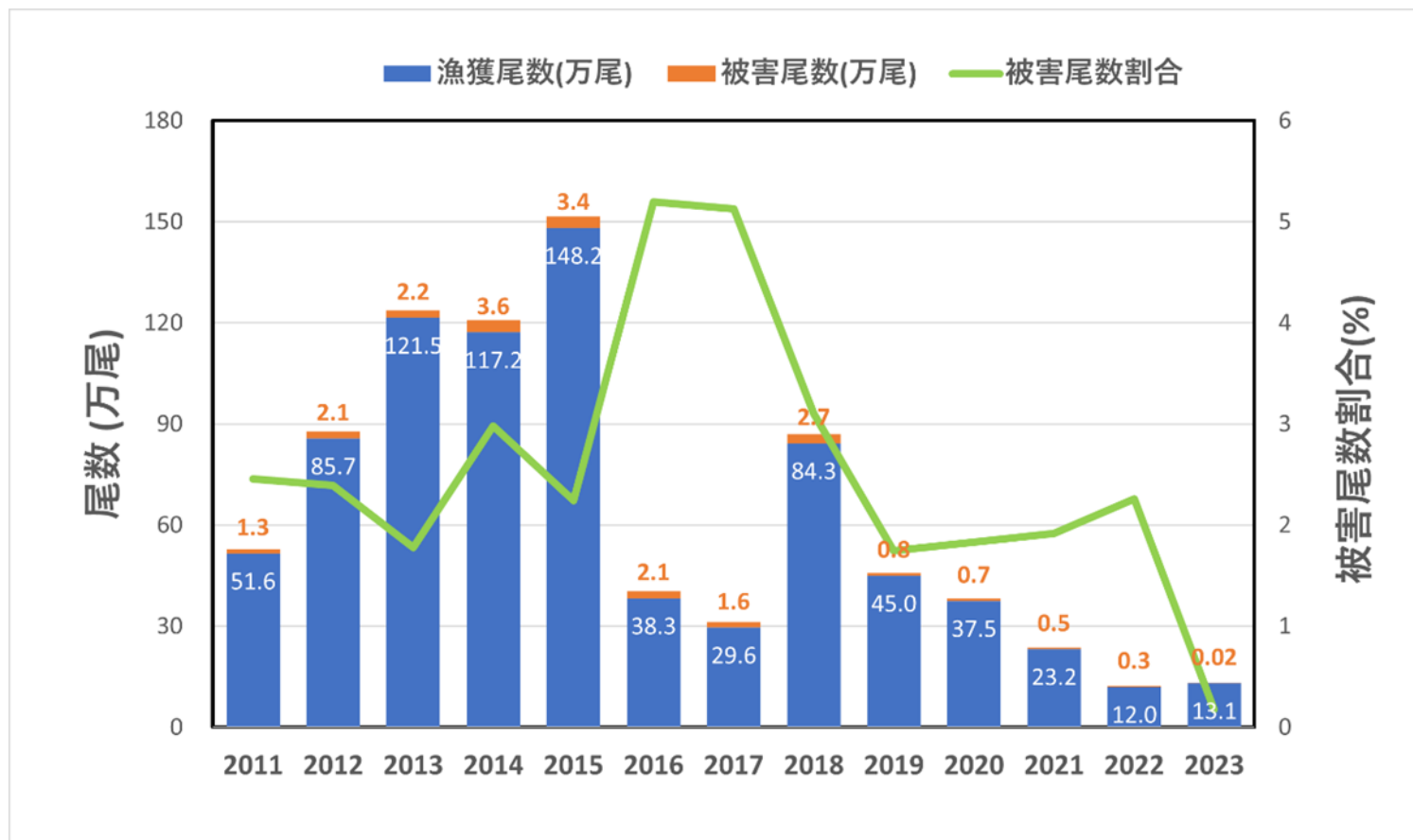


図. えりも地域全体の秋定置網サケ類被害推移

背景（第2期計画の評価）

○被害防除

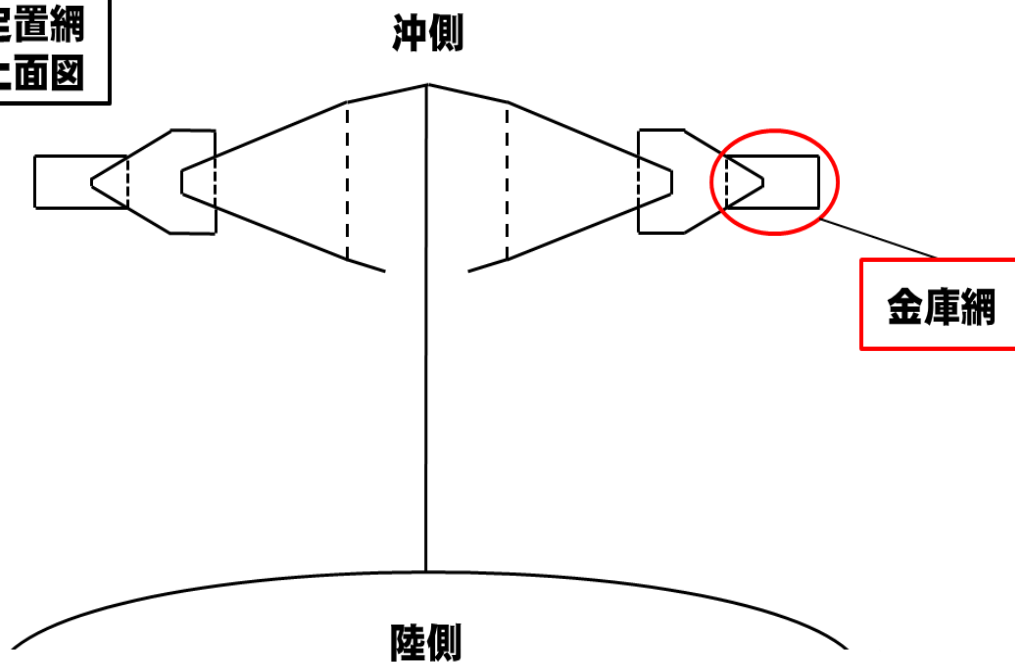
【対策】

- ・ 定置網にアザラシの侵入を防ぐ格子網を設置
- ・ 音響による忌避装置の試行

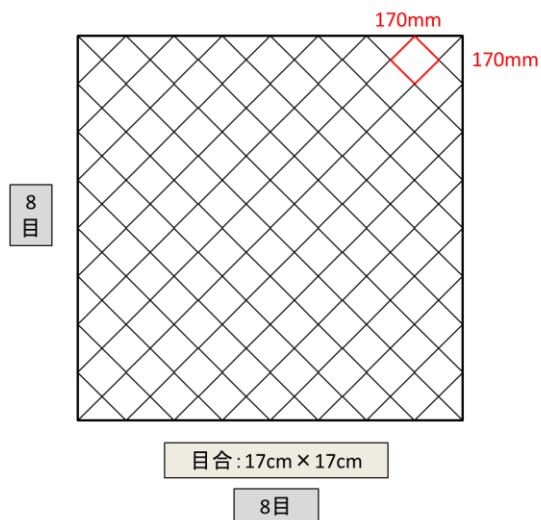
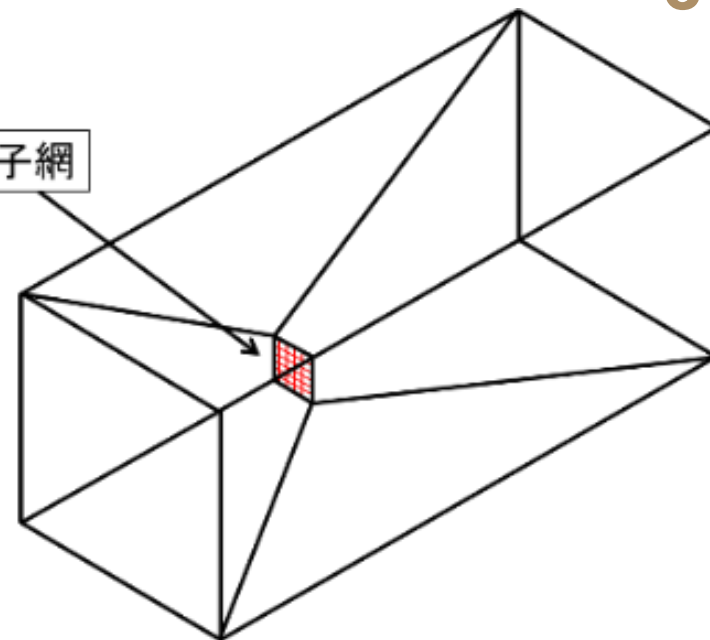
【評価】

- ・ 格子網
被害防除に一定の効果があるものの、さらなる改良効果検証、普及が必要
- ・ 忌避装置
使用した機材では明確な効果が確認できなかった。

定置網
上面図



格子網



防除格子網による非致死的被害防除対策

背景（第2期計画の評価）

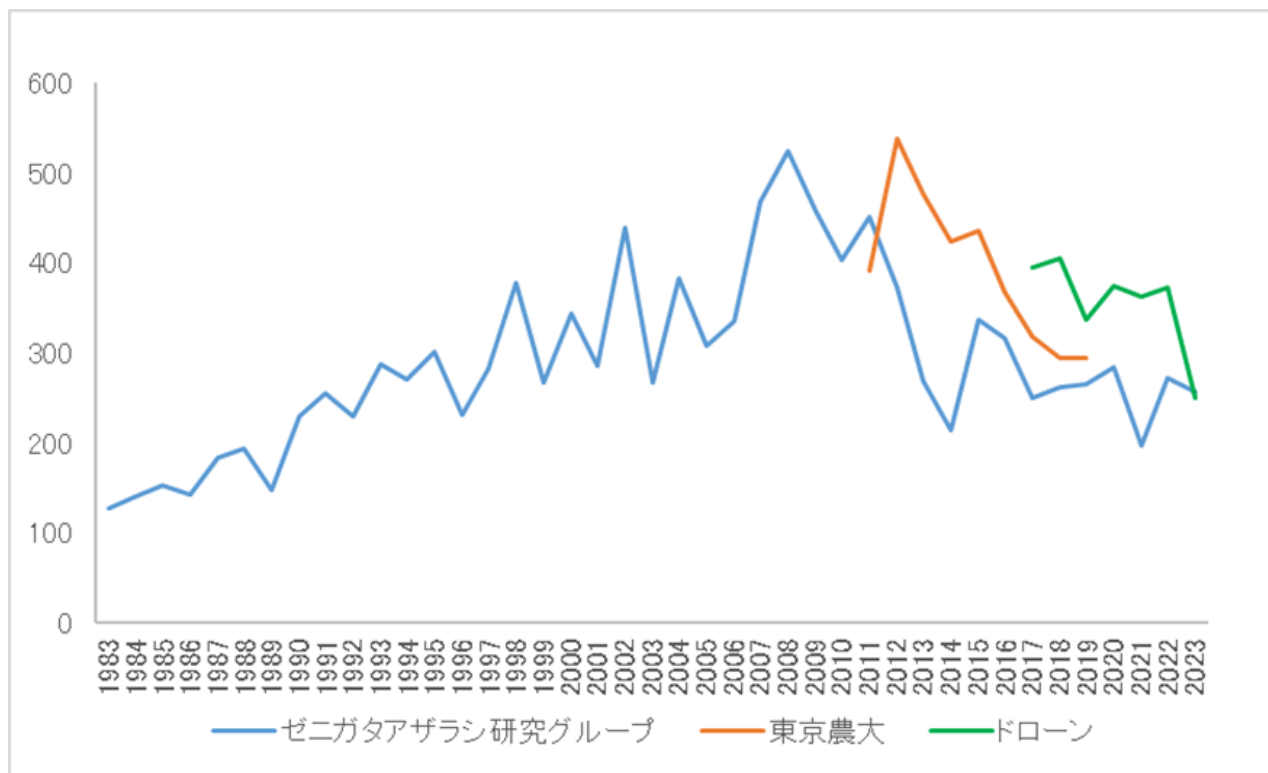
○個体数管理

【対策】

- ・ 定置網に捕獲用の網を設置するなどして計画的に捕獲を実施（概ね50頭/年）

【評価】

- ・ 個体数を計画開始時（約1,000頭）の8割程度に低減するという第2期計画の目標は達成



襟裳岬におけるゼニガタアザラシの最大上陸個体数

※調査頻度や実施主体が一定ではないこと、調査時の天候や捕獲事業によるアザラシの行動の変化等の影響を受けている可能性があることに留意が必要であり、必ずしも個体数の増減傾向と一致しない可能性がある。

第3期計画（案）の概要（名称と計画期間）

■ 名称

えりも地域ゼニガタアザラシ
特定希少鳥獣**管理計画**

■ 計画期間

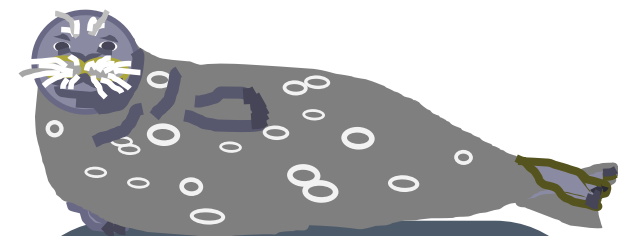
第1期：2016年4月 - 2020年3月

第2期：2020年4月 - 2025年3月

第3期：2025年4月 - 2030年3月

※期間中に中間評価を実施。

毎年事業実施計画を策定。結果を評価し、
翌年度事業実施計画に反映



RDB / RL

1991	危急種
1998	絶滅危惧IB類
2012	絶滅危惧II類
2015	準絶滅危惧
2020	準絶滅危惧

管理計画（案）の概要（主な変更点）

○背景

ゼニガタアザラシは昆布などへの栄養塩供給に寄与している可能性が示唆され（Kuribayashi et.al., 2024）、観光資源としても利用されている事を記載

○目標

■個体数管理

第2期計画では、100年以内の絶滅確率10%未満を確保しつつ、**計画開始時の8割程度へ個体数低減**



第3期計画においてもこの水準を維持し、100年以内の絶滅確率10%未満を確保。（個体数の低減から維持に変更）

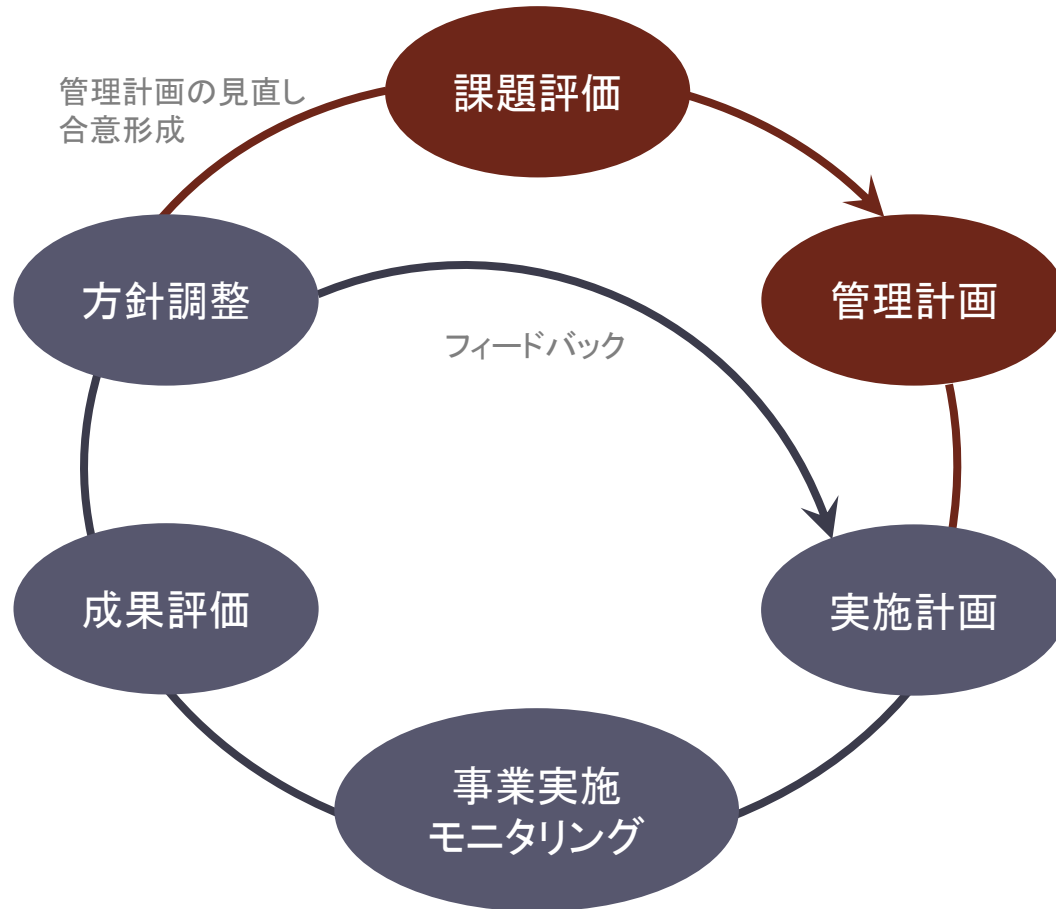
■被害防除

非致死的被害防除対策の改良・普及、防除の取組促進を記載

■地域社会との将来にわたる共存に向けた取組の促進について新たに記載

管理計画の概要（順応的管理）

順応的管理の考え方に基づき、管理計画を適切に実施するため毎年度、事業実施計画を定めるとともに、実施結果を検証し、次年度の実施計画に反映する。



7.1 目標 1：ゼニガタアザラシの持続可能な個体群レベルの維持

- ・「100年以内に絶滅する確率が10%未満であること」を確保することを前提として、第2期管理計画では、管理計画策定時点（2016年3月）の生息数の80%程度に低減させることができており、原則として第3期管理計画期間中においてもこの水準を維持する。
- ・なお、**漁業被害等の状況に応じて必要な見直しを行う**とともに、自然災害等により、絶滅リスクの大幅増大が予測される場合には、中間評価を踏まえて、必要に応じて上記管理目標の見直しを検討する。
- ・生息個体数の推定や存続可能性評価等について、効果的・効率的な手法の確立に向けて取り組む。

7.2 目標 2：漁業被害の軽減

- ・これまで開発してきた**非致命的被害防除対策の改良や普及等を進め、漁業被害の軽減を図る。**
- ・被害防除対策の効果を検証し、その結果を地域にフィードバックして防除の取組を促進する。
- ・その他の被害防除に関する手法についても情報収集に努め、被害防除技術の確立に向けた検討を進める。

7.3 目標 3：地域社会との将来にわたる共存に向けた取組の促進

- ・ゼニガタアザラシが沿岸生態系に及ぼす影響等に関して研究者等から情報収集し、ゼニガタアザラシ保護管理協議会等を通じて知見を共有する。
- ・保護管理協議会等を通じて関係者との連携を促進し、地域の合意形成、観光や教育等への活用等を図る。



8.1 個体数調整の方策

- ・ 現状の非致死的被害防除対策だけでは、ゼニガタアザラシの漁業被害が避けられない状況を踏まえ、漁業被害軽減のためゼニガタアザラシの捕獲（譲渡・捕殺）を実施する。
- ・ 捕獲については、順応的管理の観点や疫病発生等の不測の事態への対応を可能とするため、毎年度策定する実施計画において具体的に定める。
- ・ 捕獲技術の開発と確立により、定置網に執着している個体を優先的に捕獲するよう努める。
- ・ 捕獲個体については、適正な個体群管理に資するデータ収集のための研究利用や、教育目的等で計画的に飼育する個体の動物園・水族館への譲渡も含め、可能な限り有効に活用する方法を検討する。
- ・ 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法で行う。
- ・ 適正な個体数調整に向けて、上記を行いつつ必要な情報を随時収集する

ゼニガタアザラシ個体数動態モデル

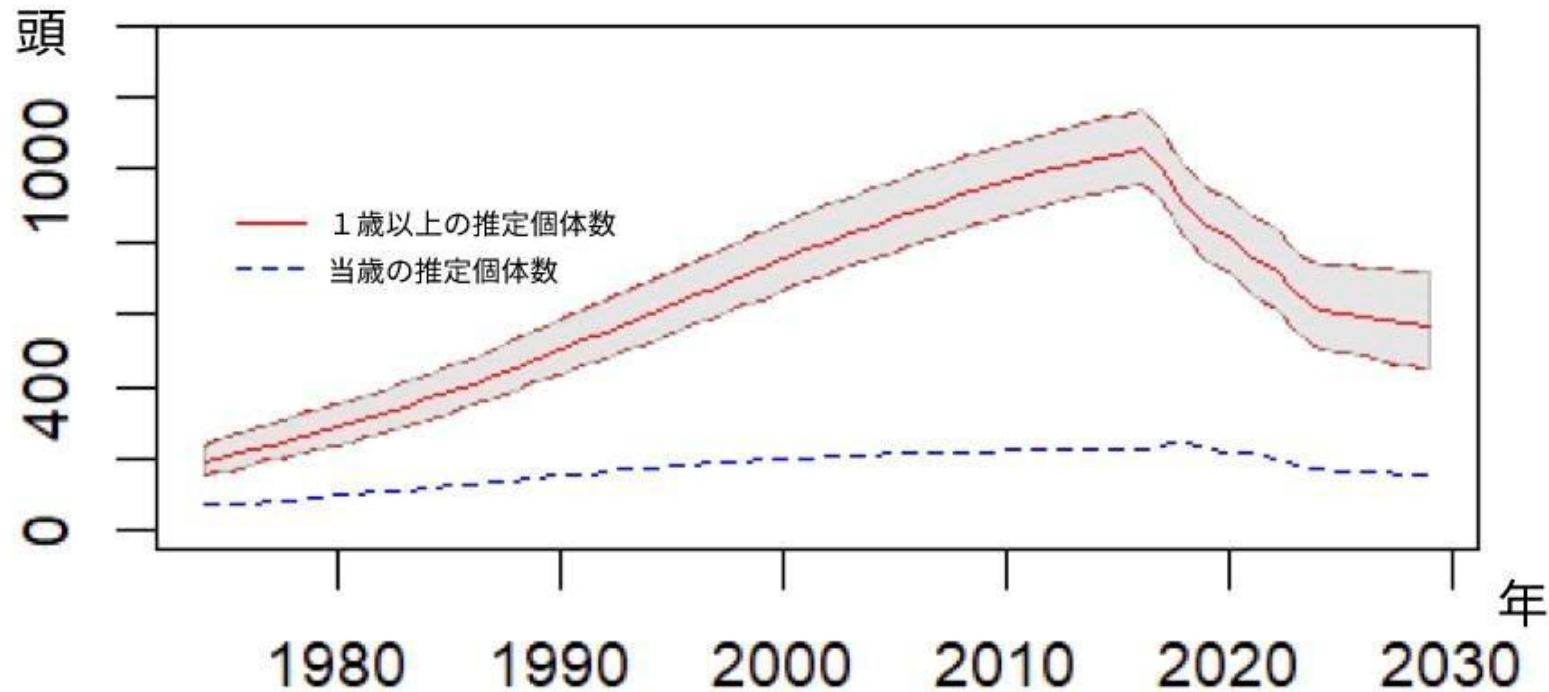


図. 個体群動態モデルによる生息個体数（当歳除く）の予測
 (2025年以降毎年20頭捕獲した場合)

*今後のモデル検討により更新される可能性あり

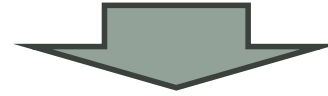
- 捕獲上限数は、個体群動態モデルに基づき科学委員会で検討の上、保護管理協議会で合意を得て、各年度ごとに事業実施計画に記載
- 捕獲する場合は個体群の存続可能性を十分に確保しつつ、漁業被害を軽減させること（被害範囲の拡大を防ぐ、被害の著しい定置網における被害を軽減させる等）を目標として、漁業者の協力を得て実施

8.2 非致命的被害防除対策

- ゼニガタアザラシの習性や行動特性等を十分に踏まえ、定置網内でサケとゼニガタアザラシを分離するための漁網の改良（防除格子網の装着等）等、非致命的被害防除対策を進める。
- 被害防除手法の改良においては、漁業者の意見を十分に取り入れるとともに、研究者等を含めた協力関係の下で取組を実施する。
- これまで実施してきた各種の防除手法の結果を検証し、現在の手法の改良（漁網の改良、捕獲時間等）を進め、社会的条件を踏まえ導入を進める。



えりもでは過去に超音波（50kHz、200kHz）による忌避装置を開発、テストしたが、そのときはうまくいかなかった。



近年、海外では音響驚愕反射を利用した装置など、一定の効果を上げている音響忌避装置の事例が複数報告されている。



右下写真は以下より引用：

MMO (2020). Assessing Non-Lethal Seal Deterrent Options: Fishing Trials Technical Report. A report produced for the Marine Management Organisation. MMO Project No: 1131, February 2020, 41pp.

8.3 モニタリング調査

（１）生息数

上陸個体数、推定生息個体数

（２）捕獲数

雌雄別、ステージ別個体数

（３）混獲数

雌雄別、ステージ別個体数

（４）漁業被害状況

被害の範囲や程度（漁獲量、魚種別・漁業形態別の被害状況、被害割合など）、漁業者の被害認識、定置網執着個体の状況

（５）生息動向

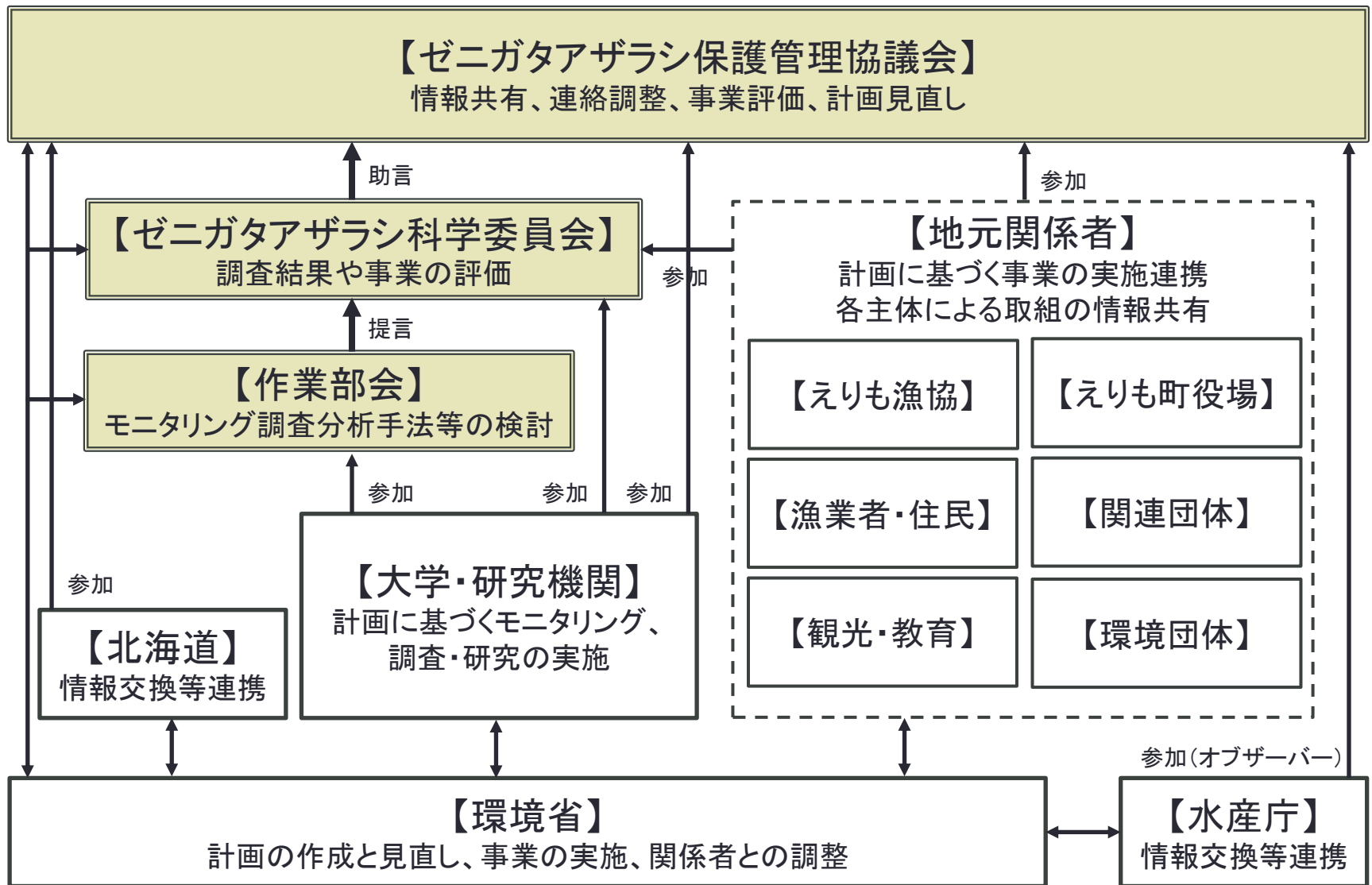
繁殖状況、行動範囲、病死個体の感染症等

（６）生息環境

食物資源や生息場情報

（７）存続可能性評価

個体群動態モデルによる予測評価



地元利害関係人からの意見聴取の実施結果

- 令和7年1月28日に開かれたゼニガタアザラシ保護管理協議会において説明し、全出席者より賛意を得られた。

【漁業関係者】

えりも漁業協同組合、えりも岬周辺漁業者代表、北海道漁業協同組合連合会

【研究者】

函館頭足類研究所所長 桜井泰憲（会長）、東京農業大学教授 小林万里（会長代理）

【地域関係機関・団体】

ERIMO・SEAL・CLUB、えりも町商工会

【行政機関】

北海道、えりも町

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の4第3項で準用する第7条第7項の規定に基づき、北海道とえりも町に文書で意見照会を行った。

北海道 賛成

えりも町 賛成